

訪問看護を利用する費用は？

	基本利用料	その他の負担
医療保険	70歳以上の方は、原則として費用の1割(現役並み所得者の方は費用の3割)を負担 70歳未満の方は、原則として費用の3割(義務教育就学前の方は費用の2割)を負担	- 一定時間を超えるサービス、休日や時間外のサービスは差額を負担 - 交通費、おむつ代、死後の処置は実費を負担
介護保険	毎回、他の居宅サービスと同様に費用の1割を負担	支払限度額を超えるサービス(訪問看護回数増など)、保険給付対象外サービスは全額自費負担

通常の実施地域・利用日・利用時間

- 実施地域
 - ・ 本 所 : 鳥取市全域
(青谷町、鹿野町、河原町、用瀬町、佐治町は利用時間、交通費など要相談)
 - ・ サテライト河原 : 河原町・用瀬町・佐治町・旧郡家町・旧船岡町
(八束町、若桜、智頭方面はご相談ください)
- 利用日 月曜日～金曜日(12月29日～1月3日、祝日を除く)
- 利用時間 9:00～17:00
- 場 所 鳥取市湖山町北2丁目555番地

☎ 0857-30-6022

e-mail...houmonkango@ozakihp.or.jp

FAX 0857-30-1180



私たちは知識や技術を習得
するよう研修会、勉強会参加
をして質の向上に努めています。
主治医の先生やケアマネジャーと
連携を密にして充実したケアの
提供をします。



訪問看護 ステーション おざき

住み慣れた家や地域で家族に囲まれて
思い思いの在宅療養の生活を送るために……

訪問看護とは？

訪問看護とは訪問看護ステーションから、病気や障がいを持った人が住み慣れた地域やご家庭で、その人らしく療養生活を送れるように、**看護師・リハビリスタッフ**等が生活の場へ訪問し、看護ケアを提供し、自立への援助を促し、療養生活を支援するサービスです。

訪問看護のサービス内容は？

■療養上のお世話

身体の清拭、洗髪、入浴介助、食事や排泄などの介助・指導

■医師の指示による医療処置

かかりつけ医の指示に基づく各種の医療処置

■在宅でのリハビリテーション

在宅生活を円滑にするために、理学療法士・作業療法士が自宅に伺い心身機能の維持・回復、介助量の軽減、介助者への助言を行い、日常生活の自立を助けるためにリハビリを行います。

■病状の観察

病気や障がいの状態、血圧・体温・脈拍などのチェック

■医療機器の管理

在宅酸素、人工呼吸器などの日常的な管理

■ターミナルケア

がん末期や終末期などでも、自宅で過ごせるような適切なお手伝い

■ご家族等への介護支援・相談

介護方法の指導ほか、さまざまな相談対応

■床ずれ予防・処置

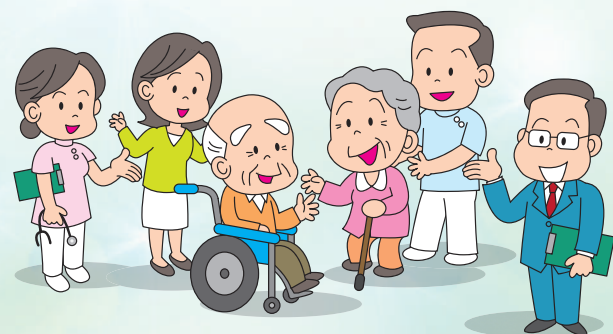
床ずれ防止の工夫や指導、床ずれの手当て

■認知症ケア

事故防止など、認知症介護の相談・工夫をアドバイス

■介護予防

低栄養や運動機能低下を防ぐアドバイス



訪問看護を利用するには？

訪問看護のサービスは病気や障がいのある方が利用できます。

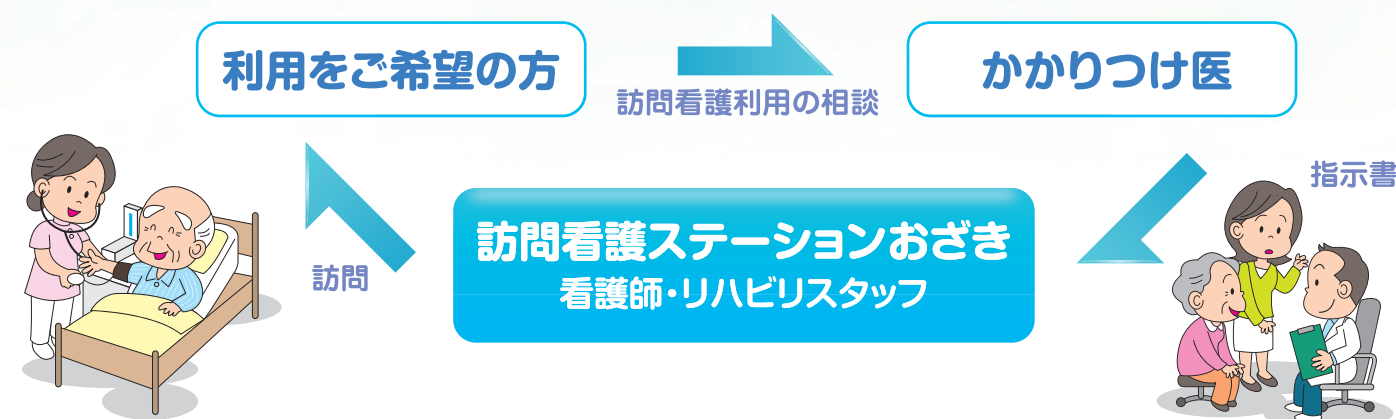
訪問看護は医療保険、介護保険のどちらでサービスを受ける場合もかかりつけ医の指示書が必要となります。

申し込み方法

主治医・担当ケアマネジャー
にご相談ください
又は、訪問看護ステーション
おざきにお電話ください

医療保険で訪問看護を利用する場合

赤ちゃんからお年寄りまで年齢に関りなく訪問看護がご利用いただけます。ご利用を希望する際には、かかりつけ医にご相談ください。訪問看護ステーションでは、かかりつけ医が交付した「訪問看護指示書」に従い、必要なサービスを提供します。



介護保険で訪問看護を利用する場合(要支援、要介護認定が前提です)

「要支援1～2」または「要介護1～5」に該当した方は、ケアマネジャーに相談し居宅サービス計画に訪問看護を組み入れてもらいます。

